

岩手県告示第137号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において読み替えて準用する同法第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定介護機関が事業を廃止した旨次のとおり届出があった。

令和3年3月5日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 訪問入浴介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
社会福祉法人花巻市社会福祉協議会	花巻市石神町364番地	花巻市社会福祉協議会指定石鳥谷訪問入浴介護事業所	花巻市石鳥谷町好地第6地割10番地3	令和元年7月31日

2 居宅療養管理指導

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
兒玉 厚三	滝沢市室小路663番地15	こだま歯科医院	滝沢市室小路663番地15	平成30年12月20日

3 居宅介護支援計画の作成

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
社会福祉法人花巻市社会福祉協議会	花巻市石神町364番地	花巻市社会福祉協議会指定石鳥谷居宅介護支援事業所	花巻市石鳥谷町好地第6地割10番地3	令和元年7月31日
社会福祉法人花巻市社会福祉協議会	花巻市石神町364番地	花巻市社会福祉協議会指定東和居宅介護支援事業所	花巻市東和町安俵6区71番地	令和元年7月31日

4 介護予防訪問入浴介護

介護予防事業者		介護予防事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
社会福祉法人花巻市社会福祉協議会	花巻市石神町364番地	花巻市社会福祉協議会指定石鳥谷訪問入浴介護事業所	花巻市石鳥谷町好地第6地割10番地3	令和元年7月31日

5 介護予防居宅療養管理指導

介護予防事業者		介護予防事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
兒玉 厚三	滝沢市室小路663番地15	こだま歯科医院	滝沢市室小路663番地15	平成30年12月20日